

聖籠町遊休農地対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成二十三年三月二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

#### 聖籠町告示第四号

#### 聖籠町遊休農地対策事業補助金交付要綱

##### (趣旨)

第一条 この告示は、町内の遊休農地の解消を図り、良好な農地保全・確保と有効な利用を図るため、予算の範囲内で交付する聖籠町遊休農地対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に關し、聖籠町補助金等交付規則（昭和五十四年聖籠町規則第四号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第二条 この要綱において遊休農地とは、次の要件を満たすものとする。

- 一 農業振興地域内農地であること。
- 二 概ね二年以上耕作されていないこと。
- 三 所有者等に耕作の意思がないこと。

##### (補助対象者)

第三条 補助の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- 一 遊休農地を新規に取得又は賃借して耕作する者
- 二 地区協議会（農家組合単位で組織し、遊休農地所有者を含む三戸以上を構成員とする協議会をいう。）

##### (補助金の種類及び交付基準)

第四条 補助の対象となる農地及び交付基準は別表のとおりとする。

##### (交付申請)

第五条 補助金の交付を受けようとする者は、町長が別に

定める日までに聖籠町遊休農地対策事業補助金交付申請書（別記様式第一号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

一 危険防止活動または景観作物等作付け活動の場合

ア 五年間の事業計画書（年度別事業計画書）

イ 収支予算書

ウ 地区協議会規約及び構成員名簿

エ 位置図

オ 現況写真

カ 前各号にかかげるもののほか、町長が必要と認める書類

二 再生利用活動の場合

ア 収支予算書

イ 登記簿又は売買契約書の写し（取得の場合）

ウ 貸借等契約書又は利用権設定申請書の写し（貸借等の場合）

エ 位置図

オ 現況写真

カ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第六条 町長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、聖籠町遊休農地対策事業補助金交付決定通知書（別記様式第二号）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第七条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その交付の決定の通知を受けた日から

起算して十五日以内に補助金の交付申請を取り下げることができるとができる。

2 前項の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(報告義務)

第八条 補助事業者は、町長が補助事業の実施状況の報告を求めたときは、これを報告しなければならない。

(事業実績報告)

第九条 補助事業者は、補助事業等の完了後二週間又は当該会計年度の三月三十一日のどちらか早い日までに、聖籠町遊休農地対策事業補助金実績報告書(別記様式第三号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない

- 一 事業実施状況報告書(別記様式第四号)
- 二 収支決算書
- 三 完了後の写真
- 四 前三号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第十条 町長は、前条の規定による事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、聖籠町遊休農地対策事業補助金額確定通知書(別記様式第五号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第十一条 町長は、前項の規定による補助金の額の確定後、補助金を交付するものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第十二条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 補助金を他の用途に使用したとき
- 二 補助金交付の条件に違反したとき
- 三 提出書類の記載に虚偽があつたとき
- 四 この告示に定める規定又は指示に違反したとき
- 五 前各号に掲げるもののほか、不正の行為があると認められたとき

2 前項の規定は、第十条の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第十三条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第十四条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に關し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。